

部活動活動方針

静岡県立浜松工業高等学校

1 部活動の意義

(1) 学習指導要領による位置づけ

「生徒の自主性・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。」

(2) 静岡県における部活動の意義

- ①部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中できわめて重要な役割を果たしてきていること
- ②より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること
- ③生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること
- ④目標達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成に資するものであること

上記の意義を認めることができる部活動は、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す本県の教育の理想を追求する上で、学校教育の活動の重要な柱の一つです。

2 本校における部活動の活動方針

(1) 活動目標

上記の国・県の方針を踏まえ、以下に本校における部活動の活動方針を示す。各部は、この方針に基づき、活動目標を設定する。

- ①向上心・自主性・社会性・規範意識の向上など生徒の人格形成に寄与するものであること。
 - ②大会・コンクールへの参加や日常的な活動をとおして自己の精神を磨き、技術の向上を目指すこと。
 - ③生涯に渡ってスポーツや文化・芸術活動等に親しむことができる基礎的な実践力を育成すること。
 - ④学業と両立し、家族との時間・個人の休養時間が十分確保できること。
- ※②と③は、両立しなくてもよい。

(2) 成果目標

上記の活動目標に基づき、各部で適切な成果目標を設定する。

(3) 部活動検討委員会

①構成員

副校長・教頭・生徒指導主事（委員長）・部活動主任（副委員長）・教務主任・総務主任・運動部主任・文化部主任・生産部主任・学年主任・科長会代表・保健体育科主任

②検討内容

- ・部活動活動方針の検証と見直し
- ・各部活動の休養日や活動時間の設定
- ・部活動の新設と改廃
- ・指導者の資質向上、体罰の根絶、事故防止に向けた研修の企画と実施
- ・その他部活動に係る事項

(4) 活動時間・休養日

国・県のガイドラインに従う。原則として以下のとおりとする。

①休養日

週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週休日（学校の休業日）は少なくとも1日以上を休養日とする。

②1日の活動時間

運動部では平日では長くとも3時間程度、週休日（学校の休業日）は4時間程度とする。

文化部・生産部では平日では長くとも2時間程度、週休日（学校の休業日）は3時間程度とする。

③定期テスト前の活動

生徒の学習時間を確保するため原則としてテスト1週間前から部活動を休止する。

大会等が直後にある場合には、部活動許可願いを提出することにより活動を認める場合がある。その場合でも生徒の学習時間の確保に十分配慮しなくてはならない。

(5) 外部指導者

部活動顧問以外の校外の指導者に指導を依頼する場合には校長の許可を得なければならない。許可に当たっては指導時間・指導内容・報酬等について協議を行う。

(6) 活動計画

各部は、年間活動計画と月間活動計画を立て、生徒・保護者に周知する。活動計画・活動結果等を公表する場合には生徒のプライバシーに十分配慮をする。

- ・年間活動計画・・・年度当初に、年間の大会や遠征等の計画と年度の目標を設定
- ・月間活動計画・・・前月までに、各月の活動計画を設定